

# 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名    | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|----------|------------|-----------|
| 豊田市  | 手呂（高橋地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

## 1 対象集落の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①集落内の耕地面積                            | 21.8 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 18.5 ha |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 17.3 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 10.0 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 4.5 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 2.0 ha  |
| （備考）アンケート調査結果は令和元年度に実施したものの。         |         |

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象集落の課題

|  |
|--|
| 農業後継者がいる世帯は少なく高齢化が顕著であるため、農業後継者の育成や新たな担い手、経営体が必要                     |
| 耕作放棄地にゴミが放置されている場合があるなどの問題を抱えており、ゴミの処分やゴミ投棄対策等の農地管理が適切にできるようなサポートが必要 |
| 地区内のほ場整備未実施の農地が多く、整備が必要  |
| 農地の相続者が多数いる場合、誰の土地なのかが分からなくなり、集約化が難しくなるなど、農地を相続した者を明確にすることが必要        |

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|  |
|--|
| 果樹栽培に取り組む経営体を除き、畑作物に取り組む農家や新たな経営体への農地の集積を図る。   |
| 既存の経営体のみでは集積することが困難なため、地区外からの新規就農者等への集積を図っていく。 |

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

|   |
|---|
| アンケート調査等を基に、貸付意向が確認された農地を中心に集約を進めていく。   |
| 人と人とのつながりや、農業次世代人材投資資金（助成金）を利用するなどにより、新規就農希望者を受け入れていく。（手呂集落は、新規営農者が比較的受け入れられやすい土地柄である。） |
| 耕作放棄している農家の意向確認を積極的に行い、農地回復や利用権設定を推進する。   |
| 慣行栽培と有機栽培が混合しているため、農地の利用調整を行うことにより、農地利用の最適化を図る。   |
| 農福連携は、人手の足りない農家が多様な担い手と連携するメリットがあるので、活動を拡充していく。   |
| 侵入防止対策や檻の設置等の鳥獣害対策を、集落全体で引き続き取り組む。  |

## 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名     | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|-----------|------------|-----------|
| 豊田市  | 川田町（高橋地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

### 1 対象集落の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①集落内の耕地面積                            | 15.1 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 12.8 ha |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 9.4 ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 3.0 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 2.0 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 4.5 ha  |
| （備考）アンケート調査結果は令和元年度に実施したもの。          |         |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象集落の課題

|   |
|---|
| 既存の経営体に農地が集積されているが集約化が進んでおらず、作業の効率化のため集約化を推進することが必要 |
| 法人経営体を除き、高齢化が進んでいるため法人経営体に集約を進めることが喫緊の課題            |
| 農地は、ほ場間で段差があるため、大規模農業を展開するための対策が必要                  |

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|  |
|--|
| 集落内の地主の中で貸付の意向がある農地について、効率的な営農を展開するため、農地中間管理機構等を活用した、法人経営体への集約化を進めていく。 |
|--|

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

|  |
|--|
| 農地中間管理機構の活用をベースとし、現状で貸付の意向が確認された農地を中心経営体へ集積させていく。  |
| 将来的な集約のため、地主への意向の再確認を進め、農地の受け手となる法人経営体への集約化を進めていく。 |
| 必要に応じて、ほ場基盤の整備を行う。                                 |
| 耕作放棄地の解消に努める。                                      |

# 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名     | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|-----------|------------|-----------|
| 豊田市  | 猿投町（猿投地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

## 1 対象集落の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①集落内の耕地面積                            | 41.3 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 30.6 ha |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 20.9 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 12.7 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 2.3 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 5.0 ha  |
| (備考) アンケート調査結果は令和元年度に実施したものの。        |         |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象集落の課題

|                  |
|------------------|
| 地域農業の担い手を増やすこと。  |
| 継続的な農家の意向確認      |
| 離農者が多く、耕作放棄地が多い。 |
| 地域一体となった有害鳥獣対策   |

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|                       |
|-----------------------|
| 農地中間管理機構を通じて、農地を集約する。 |
|-----------------------|

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

|                        |
|------------------------|
| 猿投町の周辺も含めて新たな担い手を検討する。 |
| 中心経営体を中心に集積を進めていく。     |
| 高付加価値の作物について検討する。      |
| 落差の少ない圃場の整備を検討する。      |

# 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名                 | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|-----------------------|------------|-----------|
| 豊田市  | 乙部町・舞木町・本徳町・亀首町（猿投地区） | 令和3年12月27日 | 令和5年3月22日 |

## 1 対象集落の現状

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| ①集落内の耕地面積                            | 178.9 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 140.5 ha |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 72.4 ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 17.7 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 16.9 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 2.7 ha   |
| (備考) アンケート調査結果は令和元年度に実施したものの。        |          |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象集落の課題

|  |
|--|
| 担い手の高齢化と後継者不足が懸念されており、新たな担い手の確保が必要である。 |
| 耕作放棄地が点在しており、害虫や病気の温床となる恐れがある。         |
| 販売力・収益力を強化し、農業のやりがいや魅力を向上させる必要がある。     |
| 農作物の盗難被害対策について、地域ぐるみで対策をする必要がある。       |

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|                                      |
|--------------------------------------|
| 農ライフ創生センター卒業生などを中心とした新規就農者に農地を集約化する。 |
| 中間管理機構を通じて、中心経営体に農地を集約化する。           |

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

|  |
|--|
| 里親制度を活用し、将来の担い手となる新規就農者を育成する             |
| 担い手に農地を集約するため、市やJAと連携し、就農者や引退者などの情報を共有する |
| 新規就農者が継続して営農できるように、地域ぐるみで支える             |
| 県、市及びJAと連携し、地域の農産物のブランド力強化を図る            |
| 農家の収益力強化のため、地域の農家を主体とした法人化を検討する          |

## 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名                         | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|-------------------------------|------------|-----------|
| 豊田市  | 伊保町・貝津町・保見町<br>東保見町・篠原町（保見地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

### 1 対象集落の現状

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| ①集落内の耕地面積                            | 176.6 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 139.7 ha |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 104.3 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 38.2 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 17.7 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計     | 63.5 ha  |
| （備考）アンケート調査結果は令和元年度に実施したもの。          |          |

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象集落の課題

農業者の高齢化に伴い、農業の継続が将来に渡って困難になってくる。  
 現在、農地の大半を地区以外の法人に委託している。しかし、農地条件が悪く、効率的な経営ができないので法人の引き受けに限界がある。水路、排水路、農道、農地分散、狭隘農地等の問題により、今後、法人が引き受けできない農地が発生してくる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

保見町・東保見町・貝津町・伊保町の農地は、集落外法人のはっぴー農産に農地中間管理機構を通じて集積・集約化する。また、畑作等は新規就農農業者の勧誘により農地利用の促進を図る。法人が引受できる農地条件に改善する。また、地域営農協議会等で協議して、法人が継続的に効率的な経営管理ができるよう農地の集約化を図る。  
 篠原町の農地は圃場整備未実施なので、圃場条件の改善と集落の共同活動で農地維持ができる方法を集落内で協議し、実施する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

①農地の基盤整備への取組方針

- ア 老朽化水路の改修、ため池水路のパイプライン化、農業用水路と家庭用排水路の区分、大型機械進入路の改善、未舗装農道の舗装等、担い手が効率的に管理経営しやすい農地基盤整備を図る。
- イ 圃場整備未実施区域の篠原町では、圃場条件の改善、集落の共同活動による農地維持等について協議を継続し、実施に取り組む。

②農地利用最適化の促進方針

- ア 令和5年度に作成される「地域計画」に向け、担い手毎の効率的な農地の集積・集約化を検討協議する。
- イ 将来担い手が有効活用できる農地と、受けることが困難な農地を分析し、守るべき農地を「目標地図」により明らかにして行く。

③多面的機能交付金団体による農地環境整備方針

保見地域内の多面的機能交付金団体が連携して、農地環境（水路農道管理整備、遊休農地解消）を向上させ、中心経営体の農業経営を支援し、農地所有者、地域住民が一体となって地域農業を守る体制を促進するように取り組む。

④新規・特産化作物の導入方針

温室園芸等、収益性の高い農業経営を太啓建設（株）が取り組めるように支援する。太啓建設（株）のイチゴ、はっぴー農産の米のブランド化を図る。

⑤鳥獣被害防止対策の取組方針

- ア 集落による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- イ 法人経営農地の獣害対策は法人自身が対応する事は困難なので、法人に代わり対策ができる仕組みの検討を行う。

⑥災害対策への取組方針

- ア 伊保川氾濫による洪水は、流域水田に甚大な被害を及ぼすことがハザードマップで明らかである。河川氾濫による農地浸水被害防止のため、河川整備事業の促進に取り組む。
- イ 各自治区区長とも協議を行い、伊保川堤防施設等の整備を要望し、水害の被害防止に取り組む。

# 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名    | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|----------|------------|-----------|
| 豊田市  | 酒呑（松平地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

## 1 対象集落の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①集落内の耕地面積                            | 11.1 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 9.6 ha  |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 7.3 ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 3.7 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 1.9 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 5.0 ha  |
| （備考）アンケート調査結果は令和元年度に実施したものの。         |         |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象集落の課題

|  |
|--|
| 農業者が高齢化しており、後継者が確保できていない農家が多い。また新たな担い手となる農業者が不足しているため、新規就農者の受入れが必要 |
| 圃場整備されているが、法面面積が広く草刈り負担が大きいため、集落全体の協力体制の構築が必要                      |
| 耕作放棄地の解消   |

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|                     |
|---------------------|
| 既存の認定新規就農者に農地を集約する。 |
|---------------------|

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

|  |
|--|
| 収益性の高いキャベツやブロッコリーなど、新たな生産に取り組む。                                |
| 畦畔を除去し、農地の区分を大きくして、作業を効率化する等して農地の集約化を進める。                      |
| 中山間直払団体や多面的機能直払団体を活用して、集落内の草刈りや農道と水路の維持・管理を順次エリアを設定して共同で行っていく。 |
| 侵入防止対策や檻の設置等の鳥獣害対策を集落全体で取り組む。                                  |



## 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名     | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|-----------|------------|-----------|
| 豊田市  | 豊松町（松平地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

### 1 対象集落の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①集落内の耕地面積                            | 21.6 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 13.6 ha |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 10.8 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 2.8 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 2.0 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 6.6 ha  |
| (備考) アンケート調査結果は令和元年度に実施したもの。         |         |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象集落の課題

|   |
|---|
| 集落営農組織への作業受託の促進や新規就農者の受入れが必要  |
| 農業機械の購入費が高い。また、小さい農地のため収益性が良くなく、黒字にならない。  |
| 草刈りについては、傾斜地が多く手作業となってしまう、体力的に厳しい。また営農者だけでなく地主も高齢となってきたり、草刈りなどの日常管理ができなくなっている。        |
| イノシシ、シカの獣害がひどく、防御用のネットを張るとしても金銭的、体力的に厳しい。   |
| 外部から新規に営農者を募集をしたくても、土地が狭く住む場所を提供することが難しい。   |
| 中間管理機構を通して農地を集約するとしても、農地の出し手がいても受け手がいない。  |
| 管理を営農組合に依頼している地主について、管理費を少ない年金から徴収することが難しい。しかし、組合もボランティアではないので無償という訳にはいかない。           |
| 山が小さいので、雨量の少ない年は水不足となってしまう。また、整備した水路が壊れて水が漏れてしまったことがあり、その修繕費用が個人負担となっていることから、経済的に厳しい。 |

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|                                     |
|-------------------------------------|
| 集落営農組織への作業受託の促進を図り、今後更なる農地の集約化を進める。 |
|-------------------------------------|

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

個人の農業者の集まりで任意組織として豊松営農組合を立ち上げた。この組合で、基幹的な作業を組合のオペレーターを中心に行うなどの取組により、作業の効率化と、人手が足りない農家の支援を行う。

ナスやピーマン、ワラビなど収益性が高く比較的安定した収穫が見込まれる新たな作物の生産に取り組む。また、無農薬営農等、単収の高い作物の生産に取り組む。

担い手の負担を軽減するため、草刈りや水回り等は地主が行い、農道や水路等の管理は集落全体で行う。

新規就農希望者を呼び込むために、婚活や、ふれあいルームを作るなど、顔を合わせる機会を作る取組を今後も継続して実施する。

侵入防止対策や檻の設置等の鳥獣害対策を集落全体で取り組み、農作物被害の防止と農地の保全を行う。

## 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名    | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|----------|------------|-----------|
| 豊田市  | 成合（石野地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

### 1 対象集落の現状

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| ①集落内の耕地面積                            | 6.7 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 5.2 ha |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 3.3 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 1.0 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 0.5 ha |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 0.0 ha |
| （備考）アンケート調査結果は令和元年度に実施したもの。          |        |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象集落の課題

|                      |
|----------------------|
| 新たな担い手の確保            |
| 新規就農の促進              |
| 地域一体となった有害鳥獣対策       |
| 農地が耕作放棄地にならないよう維持する。 |

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|  |
|--|
| 集落内に中心経営体になる人がいないため、新規就農者や入作を希望する認定農業者などを地区外から受け入れ、農地を集積・集約する。 |
| 貸付けの意向が確認された農地は、中心経営体を確保した後、集積・集約をする。                          |

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

|                                    |
|------------------------------------|
| 収益性の高い作物や園芸作物、特産品など、新たな作物の生産に取り組む。 |
| 侵入防止対策や檻の設置等の鳥獣害対策を集落全体で取り組む。      |

# 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名     | 作成年月日     | 直近の更新年月日  |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 豊田市  | 大平町（小原地区） | 令和5年3月22日 | 令和5年3月22日 |

## 1 対象集落の現状

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| ①集落内の耕地面積                            | 8.8 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 6.9 ha |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 3.9 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 0.5 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 1.4 ha |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 1.0 ha |
| （備考）アンケート調査結果は令和元年度に実施したものの。         |        |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象集落の課題

|   |
|---|
| 農業者が高齢化しており、後継者が確保できていない農家が多い。また新たな担い手となる農業者が不足しているため、新規就農者の受入れが必要。 |
| 狭小な農地が多いため、効率的な農業を進めるための対策が必要。                                      |
| 耕作放棄地の解消。   |

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|                    |
|--------------------|
| 新規就農者を募集し、農地を集約する。 |
|--------------------|

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

|                                      |
|--------------------------------------|
| 新規の担い手を確保するために、耕作したい人が始めやすい環境を整える。   |
| ① 農地を借りやすいように集落内で情報を共有する             |
| ② 集落内で農業機械をシェアすることで機械がない人でも耕作しやすくする  |
| ③ 用排水路などの共用施設を維持・管理をすることで農地を使える状態に保つ |

# 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名      | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|------------|------------|-----------|
| 豊田市  | 小原田代（小原地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

## 1 対象集落の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①集落内の耕地面積                            | 10.8 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 9.8 ha  |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 7.8 ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 2.9 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 2.6 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 0.0 ha  |
| (備考) アンケート調査結果は令和元年度に実施したもの。         |         |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象集落の課題

|   |
|---|
| 10年後の地域農業を考えると、農業従事者の高齢化や後継者不足が懸念されるので、新たな担い手や経営体制の整備の検討が必要   |
| ほ場整備がされていない狭小な農地も多く耕作放棄地も見られることから、集落での話し合いにより今後の農地保全体制の検討が必要。また、ほ場整備から60年が経過し、排水が良くないなど農地の条件が悪化している。        |
| 耕作放棄地を農地として回復するのが困難であり、2年放棄してしまうと、雑草が生えてしまうほか、イノシシやシカに荒らされてしまい、回復が困難となるため、集落ぐるみでの鳥獣害対策の実施が必要（最近はカモシカも増えている） |
| 農地が狭小なことと、農業機械の購入費が高いなどにより、農業だけではなかなか黒字が見込めないため、外部からの営農者を受け入れるのは難しい。  |

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|                                     |
|-------------------------------------|
| 農地中間管理機構を通じて、受け手となる担い手や経営体へ農地を集約する。 |
| 貸付けの意向が確認された農地を、新たな中心経営体に集約する。      |

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

■ 中心経営体となる集落営農組合の設立

集落営農に対する理解・合意を得るための話し合いを進め、中心経営体となる集落営農組合を設立する。(組織の継続が課題)

■ 中間管理機構を通して農地を集約する。

## 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名    | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|----------|------------|-----------|
| 豊田市  | 岩谷（足助地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

### 1 対象集落の現状

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| ①集落内の耕地面積                            | 4.4 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 2.5 ha |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 2.1 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 0.4 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 1.4 ha |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 2.0 ha |
| （備考）アンケート調査結果は令和元年度に実施したもの。          |        |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象集落の課題

農業者の高齢化、後継者不足により、農地を管理ができなくなることから、中心経営体となる岩谷営農組合で引き受けていくことが必要

農業後継者の育成を図りつつ、岩谷営農組合での組織力の強化を図り、農業機械の共同購入、共同利用など効率的、効果的な農業経営を行って、農地の保全・管理を図ることが必要

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

自作できなくなった農地を中心経営体となる岩谷営農組合ができる範囲で引き受けていく。また、あわせて移住促進なども図りながら、新たな就農者の育成、子や孫への継業を図る。

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

|  |
|--|
| <p>■農地の集約<br/>耕作できなくなった農地を岩谷営農組合が引き取り、集約化を図る。</p>  |
| <p>■農業機械の共同購入・共同利用<br/>新たな後継者を確保するためにも、岩谷営農組合による農業機械の共同購入・共同利用に取り組む。</p>   |
| <p>■新規・特産化作物の導入方針<br/>米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い野菜、果樹などの農産物の栽培に取り組む。</p>   |
| <p>■販路開拓の取組方針<br/>農業の6次産業化の推進、売れる付加価値の高い農産物の栽培、計画的な農産物の生産などを行いながら、生産した農作物等が売れ、農業者の営農意欲が高められるように、農協等と連携し、農産物直売所やレストラン等への直販など、多様な販路の開拓に向け、販売先の情報収集やネットワークづくりに取り組む。</p> |
| <p>■鳥獣被害防止対策の取組方針<br/>鳥獣害対策について引き続き、集落全体で取り組む。</p>   |
| <p>■農道、排水路等の取組方針<br/>圃場整備をしていない圃場等における農道の舗装、排水水路の整備に取り組む。</p>  |
| <p>■新たな担い手育成等による岩谷営農組合の組織力強化<br/>営農組合の組織力を高めるため、空き家・空き地等を活用した移住促進や出身者、子どもや孫への農業体験等を通じて、新たな担い手を確保・育成に取り組む。</p>  |



## 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名         | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|---------------|------------|-----------|
| 豊田市  | 西樫尾・上切山（足助地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

### 1 対象集落の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①集落内の耕地面積                            | 12.7 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 9.0 ha  |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 7.7 ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 2.7 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 2.4 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 7.1 ha  |
| （備考）アンケート調査結果は令和元年度に実施したものとす。        |         |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の实情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象集落の課題

現在、地区の農家は西樫尾19戸、上切山10戸であるが、高齢化により10年先まで耕作できないことは明確となっている。すでに、集落端部を中心に耕作放棄地が発生・増加している。現状において農作業を担う受け手はいるため、農地集約の調整機能を備えた集落営農組織を設立し農作業の集約を円滑化することが必要となっている。両地区では、10年先を見据え、集落営農についての勉強会を始めており、農家の理解を得て組織の設立を図ることが必要である。

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体となる『農事組合法人 阿摺』を設立し、農作業の集約を進める。併せて、農作業の担い手となる農業後継者の確保・育成を進める。

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

|  |
|--|
| <p>■ 中心経営体となる集落営農組合の設立<br/>集落営農に対する理解・合意を得るための話し合いを進め、中心経営体となる集落営農組合を設立する。</p>     |
| <p>■ 農地の集約<br/>貸し付け意向が確認できた農地の農作業について、集落営農組合で引き受け、農作業を集約化する。</p>                   |
| <p>■ 耕作放棄地・遊休農地の発生抑制<br/>耕作できなくなった農地について、集落営農組合で調整を行い農作業を進めることで、耕作放棄地の発生抑制を図る。</p> |
| <p>■ 農業機械の共同購入や共同利用<br/>集落営農組合による農業機械の共同購入・共同利用を進める。</p>                           |
| <p>■ 鳥獣被害防止対策の取組方針<br/>鳥獣害対策について引き続き、集落全体で取り組む。</p>                                |
| <p>■ 農地管理の取組方針<br/>水田の管理、とくに畦・法面の草刈りが課題となっているため、草刈り作業の費用負担をルール化するなどの仕組みを構築する。</p>  |

# 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名   | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|---------|------------|-----------|
| 豊田市  | 押井（旭地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

## 1 対象集落の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①集落内の耕地面積                            | 11.4 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 9.1 ha  |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 7.1 ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 4.1 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 1.5 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 4.0 ha  |
| （備考）アンケート調査結果は令和元年度に実施したものを。         |         |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象集落の課題

今後、中心経営体である一般社団法人押井営農組合の直営農地が拡大していくためには、農業労働力（オペレーター・作業員）の安定確保、米の販路拡大（自給家族）の確保が必要。

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、「地域まるっと中間管理方式」により、中心経営体である一般社団法人押井営農組合（認定農業者）が担う枠組みを構築している。現在、利用集積がなされていない農地（主に畑地）についても、法人が介入して、移住者や都市部住民の家庭菜園などとして活用し、農地を保全する方針である。

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

■地域まるっと中間管理方式

集落内の大半の農地を農地バンク（農地中間管理機構）に貸付け、そのすべてを法人が借受け、自作希望農家は、「特定農作業受委託契約」により営農継続、継続困難になったら法人に権原を戻すことで農地の保全を図る。

■「自給家族」方式

中山間地域において、集落の農地保全を担う法人の経営が成り立つためには、玄米1俵当り3万円の売上が必要であることから、付加価値の高い特別栽培米を生産し、価値観が一致する消費者と直接つながり、3年以上の長期栽培契約を締結、交流する方式（CSA）により農地を保全する。

## 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名    | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|----------|------------|-----------|
| 豊田市  | 東萩平（旭地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

### 1 対象集落の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①集落内の耕地面積                            | 12.0 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 9.7 ha  |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 7.6 ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 2.2 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 1.9 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 4.1 ha  |
| （備考）アンケート調査結果は令和元年度に実施したものの。         |         |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象集落の課題

アンケートを回答した約8割の農地の農業者が65歳以上であり高齢化が深刻で担い手不足が予測されるため、新たな担い手農家の確保が必要。

耕作放棄地や遊休農地が増加しているため、耕作放棄地の未然防止と解消に向けた取組が必要。

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

移住して就農している人を育てて新たな担い手として集約していく。

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

|  |
|--|
| 集落外の集落営農組織「(一社)押井営農組合」へ基幹作業の委託を進める。  |
| 中山間直接支払い団体や多面的機能支払団体、営農組合等の既存の組織を活用し、耕作放棄地や遊休農地を農地として保全していく。                                 |
| 無農薬栽培や6次産業化など作物の高付加価値化を行う。そのために勉強会等を行い若い農家に知識を伝える。   |
| 自給的な小規模農家(在来農法)と販売農家(無農薬栽培)、それぞれが営農しやすい環境づくりをする。そのため、利用集積等による耕作区分を行うなど、農地の利用調整とそのため体制づくりを行う。 |
| 東萩平集落の立地や耕作条件に合った収益性の高い作物を生産する。  |
| 侵入防止対策や檻の設置等の町獣害対策を集落全体で取り組む。  |

## 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名     | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|------|-----------|------------|-----------|
| 豊田市  | 大野瀬（稲武地区） | 令和2年12月24日 | 令和5年3月22日 |

### 1 対象集落の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①集落内の耕地面積                            | 26.5 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 19.2 ha |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 11.0 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 2.8 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 1.4 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 8.3 ha  |
| （備考）アンケート調査結果は令和元年度に実施したもの。          |         |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の实情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象集落の課題

集落の農地の65.8%が高齢者の所有になっていることから明らかなように、農業者の高齢化、農業後継者不足が顕著である。平成29年2月に実施したアンケート結果によれば、農地を所有している世帯のうち、「現在、大半の農地が遊休農地」という世帯は1割弱にとどまっているものの、「10年後には、管理ができない農地が増加する」という回答を含めると61.8%を占めており、農地の荒廃化が懸念されている。

このような状況にある中、農事組合法人大野瀬温（平成28年2月設立）を中心に集落営農を進めてきているが、集落住民に必ずしも十分に浸透しているとは言えないのが現状であり、意識啓発と営農組織への賛同者、参加者の拡大を図っていくことが課題になっている。

畦畔あぜ道が老朽化していたり、区画が狭小であったり不整形であったりする農地もあることから、再圃場整備が課題。

鳥獣害対策

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である「農事組合法人大野瀬温」の組織力を強化することによって、農地の利用調整機能の向上を図るとともに、Iターン者やUターン者をオペレーターとして育成することによって農作業実施能力を高め、農地の集積・集約を進める。

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

|   |
|---|
| <p>■中心経営体となる農事組合法人大野瀬温の組織力の強化</p> <p>集落の農家への温の周知・理解促進、組合員の拡大を図るとともに、利用権設定農地や当該法人への作業委託を進めるなど、農地の集約化を進める。このため、当該法人や大野瀬地区の農地の利用調整機能の強化を図る。また、温の農作業受託等の能力を高めるため、Iターン者やUターン者をオペレーターとして育成する。</p> |
| <p>■複合経営農業の確立及び6次産業化</p> <p>収益性を高めるため、トウモロコシやサトイモといった稲作以外の作目の営農を拡大する。また、ホップの生産や大野瀬生活改善グループ農産物加工組合との連携など、6次産業型農業の展開を目指す。</p>   |
| <p>■耕作放棄地・遊休農地の発生抑制</p> <p>耕作できなくなった農地について、順次、中心経営体である農業生産法人大野瀬温等への集約化を進めることで、耕作放棄地の発生抑制を図る。また、耕作放棄の大きな要因にもなっている鳥獣害を軽減するため、集落ぐるみでの鳥獣害対策を進める。</p>  |
| <p>■法人への農業機械の集約（購入と利用）</p> <p>中心経営体である農業生産法人大野瀬温の農業生産性を高めるため、更新時期を見計らいながら、農業機械の更新を進める。</p>  |
| <p>■農地の保全管理の継続的推進</p> <p>水田の管理、とくに畦・法面の草刈りを共同で進めるため、多面的機能支払交付や中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全管理に努める。</p>   |
| <p>■農業基盤の再整備</p> <p>生産効率性を高めるため、県営ほ場整備の採択を受けるなどによって、老朽化している用排水路や農道、畦畔などの再整備を進める。</p>  |



# 令和4年度 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象集落名     | 作成年月日     | 直近の更新年月日  |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 豊田市  | 黒坂町（下山地区） | 令和5年3月22日 | 令和5年3月22日 |

## 1 対象集落の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①集落内の耕地面積                            | 12.2 ha |
| ②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 9.0 ha  |
| ③集落内における65才以上の農業者の耕作面積の合計            | 9.0 ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 3.9 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 1.2 ha  |
| ④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 0 ha    |
| (備考) アンケート調査結果は黒坂町が独自に実施したもの         |         |

注1： ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2： ③ i の「後継者未定」とは世帯で後継者はいるが、継ぐ意思が確認できていない。③ ii の「後継者不明」とは世帯に後継者自体がないことを指します。

注3： ④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注4： アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注5： プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象集落の課題

|  |
|--|
| ◆ 耕作放棄地が点在し、害虫や病気の温床となる恐れがある。                      |
| ◆ 猪、鹿などによる農地荒廃・鳥獣害からモチベーション低下が予測される。               |
| ◆ 販売力、収益力の上がる方策で農業のやりがいや魅力を向上させる取組を止めずに進化させる必要がある。 |

注： 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|   |
|---|
| ① 農地所有者の営農基幹作業（耕起・代かき・田植え・稲刈り）が困難となった場合は、新たな担い手グループに作業を委託する。（下山農作業受委託システム活用や新規担い手法人などへ） |
| ② 農地所有者の営農が困難となった場合、幹線道路沿いの連坦化した農地を団地化し、中間管理機構に貸し付ける認定農業者等が集積・集約を促進して行く事で対応する。          |

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組のほか、地域農業の振興及び農地保全のために必要な取組

|   |
|---|
| 新たな担い手育成や集落営農組織など、遊休農地の受け皿となる法人組織の体制整備を進める。   |
| ①農地貸借の方針<br>将来の農地集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則、農地を中間管理機構に貸し付けていく。                                     |
| ②中間管理機構の活用拡大方針<br>中心経営体（担い手組織等）が営農困難となった場合、農地の一時保全管理や新たな受け手への付替えができるようにする。                            |
| ③基盤整備への取り組み方針<br>用排水路の整備、畦畔・法面の補強、暗渠排水などの基盤整備事業の取組は、現在、下山地区環境整備事業1期～3期工事が開始している。                      |
| ④新規特産化作物への取組方針<br>水稻、野菜の土地利用作物以外の収益性の高い小菊、施設園芸作物、椎茸、有機農業製品など特産品生産にも取り組む。                              |
| ⑤鳥獣害防止対策の取組方針<br>侵入防止柵、ネット、捕獲罠による作物被害防止、農地保全に取り組む。<br>協力団体：豊田市農業委員会、JAあいち豊田、愛知県農業改良普及課、豊田市農業振興課、農政企画課 |